

令和4年4月22日

保護者 各位

折尾愛真中学校・高等学校
校長 増田 仰

コロナ対応による欠席の取扱いについて

拝啓

陽春の候、保護者の皆様にはすまざる清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育方針にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。また新型コロナウイルス感染症予防における毎朝の検温や健康観察にご協力いただき重ねて感謝申し上げます。

さて、この度、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」の改訂等が行われました。

つきましては、本校も出席停止等の取扱いについて、ガイドラインに沿って、下記のように改訂いたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

敬具

記

1. 出席停止の措置をとるべき場合

- ① 生徒等の感染が判明した者
- ② 生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された者
- ③ 学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者
- ④ 生徒等に発熱や咳・息苦しさ・倦怠感・味覚臭覚異常等の症状がみられ、病院を受診した者

2. 出席停止の措置を取る必要がない場合（休んだ場合は欠席となります）

- ① 新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居している。
- ② 行政検査(PCR)の対象者と同居している。

※本人に症状がない場合は、通常通り登校可能となります。

3. 上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

- ① 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された。
- ② 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断した。

以上